

「生活保護」を申請するまえには

【令和8年4月1日改訂】

「生活保護」とは、日本国憲法25条に規定する生存権の理念に基づき、国が生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度です。生活保護の申請は国民の権利です。

一所懸命働いても生活ができない、年金だけでは生活ができない、その他病気や事故など、さまざまな事情で、生活に困っている場合は、世帯を単位として、その足りない部分だけ、保護を受けることができます。

☆自分の持っている能力や資産など、あらゆるものを最低限度の生活のために、活用してください。

家族の中で働くことができる人は、その能力に応じて働くことが必要です。ただし、病気などで働くことができない場合は治療するなど、その問題解決を優先します。

預貯金、生命保険、土地・家屋、自動車などの資産は原則として売却など処分し最低限度の生活の維持のために活用してください（保有を認められるものもあります）。

生活保護を実施する上で、他の法律または制度による保障や援助等を受けることができるものは、それらを優先的に活用する必要があります（健康保険、傷病手当金、失業給付金、各種年金、児童手当、児童扶養手当など）。

親、子、兄弟姉妹などの「扶養義務者」による援助は生活保護よりも優先されますが、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではありません。

☆収入があったとき、仕事が変わったとき、家族が変わったことがあったとき、そのほか、毎日の生活が変わったことがあったときは、すみやかに届け出てください。

資力がありながら保護を受けた場合には、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内の額を返還していただきます。

収入の届出を怠ったり偽りの申告をした場合など、不正な手段で保護を受けた場合には、保護のために要した費用の額の全部または一部を徴収されます。また、状況により生活保護法の罰則規定あるいは刑法の規定に基づき処罰を受けることがあります。

☆必要な保護の程度や要否を判定するため、面接や家庭訪問などの調査をします。

生活保護の申請を受け付けた後に、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）は

生活保護の決定（開始または却下等）を行うため、世帯状況や保護の要件が満たされているかを調査します。生活保護を実施する上で活用できる資産・能力・他法他施策、扶養義務者などを確認します。

☆最低限度の生活を保障するために、また、自分の力で生活できるよう援助するために、必要な指導や指示をします。

福祉事務所は生活の維持、向上その他保護の目的達成のために必要最小限の範囲で指導または指示をすることができます。これらの指導または指示に従わない場合は保護が利用できなくなることがあります。

なお、保護の決定の内容について、納得できず不服があるときは、不服申し立てをすることができます。

☆「生活保護」は同一の住居に居住し生計を同一にしている世帯を単位に認定します。全員で協力しあって、自分たちの力で生活できるように努力してください。

「生活保護」は、すべてのもの、あらゆるものを活用し、精一杯努力しても、生活に困る場合に最低限度の生活に不足する部分を保障するものです。「生活上の義務」や「届出の義務」など決められたことを必ず守り、自分たちの力で生活できるよう、あらゆるものを活用し努力してください。不必要な支出の節約を図りながら生活の維持及び向上に努めてください。

「生活保護」のしくみや概要について説明しましたが、もう一度、自分の生活を再確認してみてください。

「生活保護」制度の趣旨を十分理解したうえで、保護申請をしてください。

なお、それぞれの居住地区にお世話をする地区担当員（ケースワーカー）がいます。申請の際は事前に福祉課生活支援班まで連絡しておこしてください。また、その際には様々なことをお聞きしたり、数種類の書類を記入してもらうため、多少時間を要しますので、時間に余裕をもっておこしてください。

連絡先 **美祢市市民福祉部 福祉課 生活支援班**
TEL (0837) 52-5227